版權所有

BULLETIN DE LA SOCIÉTÉ PÉNITENTIAIRE DU JAPON

大日本監獄協會雜誌

第廿六號

明治二十三年六月發兌

大日本監獄協會

（無言掲認可）

明治廿三年三月廿五日版權所有
明治廿三年五月廿八日印刷
明治廿三年五月廿九日出版

發行兼編輯者　東京牛込區神樂町貳丁目二十二番地　佐野尚

印刷人　東京淺草區並木町二十二番地寄留　寺井宗平

發行所　東京牛込區北町拾五番地　大日本監獄協會事務所

（東京龜木活版所印刷）

大日本監獄協會役員

庶務局長	正員	石澤謹吾	
調查局長	正員	宇川盛三郎	
主幹（事務）	正員	宇川盛三郎	
主幹（會計）	正員	關長膺	
庶務委員	正員	佐野尚	
調查委員	正員	武田英一	
庶務補佐員	正員	小林益三郎	
庶務補佐員	正員	飯島美敬	
出版主任	正員	寺井宗平	

大日本監獄協會規則

第一條　本會ハ大日本監獄協會ト稱ス

第二條　本會ノ目的ハ大日本帝國監獄事業及ヒ監獄關係事業ノ改進ヲ翼贊スルニ在リ

第三條　本會ノ事業ハ左ノ如シ

一　監獄事業ヲ奬勵スル事

二　不良少年感化事業ヲ奬勵スル事

三　出獄人保護事業ヲ奬勵スル事

四　貧民ノ救助及ヒ教育ニ關スル事業ヲ奬勵スル事

五　諮問及ヒ質問ニ答フル事

六　懸賞文ヲ募ル事

七　監獄ニ關スル編纂並ニ著述ヲ爲ス事

八　監獄ニ關スル圖書ヲ出版スル事

九　本會ノ雜誌ヲ發刊スル事

十　監獄衛生ヲ奬勵スル事

十一　萬國監獄委員及ヒ萬國監獄協會公會、萬國監獄協會トノ通信、往復其他ニ關スル事

第四條　本會ハ每月常集會ヲ開キ會務ノ相談ト事業ノ研究、講義、講談、討論、談話等トヲ擧行スヘシ

第五條　雜誌ハ每月一回發刊シテ會員ニ頒ツ

雜誌ニ掲載スル事項ハ左ノ如シ

一　本會ノ事業ニ關スル事

二　監獄ニ關スル法令

三　監獄學幷ニ獄務ニ關スル諸國監獄法講義

四　衛生ニ關スル事

五　統計ニ關スル事

六　會員ノ通信又ハ寄書

七　本會記事

第六條　本會ハ左ノ會員ヲ以テ組織ス

一　推戴員

二　名譽會員

三　特別會員

四　正員

第七條　推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スル方ナリトス

名譽會員ハ本會ノ特ニ推薦スルモノナリトス

特別會員ハ特ニ監獄事業又ハ監獄關係事業ニ功勞アルモノトス

正員ハ本會ニ關スル一切ノ事ヲ擔當スルモノトス

第八條　推戴員ハ皇族ニ請フテ其ノ許諾ヲ受ルモノトス

名譽會員及ヒ特別會員ハ議員全體ノ發議ニ因リ本會ニ於テ撰擧スルモノトス

第九條　本會ニ左ノ役員ヲ置ク

總裁

會長

副會長

庶務局長

調査局長

主幹

庶務委員

調査委員

議員

特別調査委員

第十條　會長以下ノ役員ハ其ノ任期ヲ一ケ年トシ每年ノ總會ニ於テ改撰ス但シ再撰セラルルヲ得

第十一條　總會ハ每年四月ニ之ヲ開ク

第十二條　正員ハ每月會費金十錢ヲ納ムヘシ

第十三條　撰擧ハ總ヘテ正員之ヲ行フ

明治廿一年六月廿四日改正

第貳拾六號目次

特別會員……一〇

○二　第三回評議會……一一

○加入者人名……五一

官報……六

○五　典獄の地位看守の月給押丁の存廢ゝ就きて　正員宇川盛三郎……八

論說

問答……一二

○監獄則施行細則問答……一二

○獄事雜問……正員　佐野尙二……一一

譯述

○ホルト協會々告　正員　神谷彦太郎……二七

○看守學校（承前）　正員　野村泰亨譯……三二

○歐米監獄の進歩附監獄改良家姓名……（二十三号の續き）　正員　佐野尙三……七

寄書

○看守者の養成は治獄上ノ一大要件なり　正員　鈴木保實……四三

○移轉囚獄衣收受に對する質疑……正員　溝口重亮……四五

○囚人移監の際着用せしむる獄衣の處分……正員　後藤祐吉……四六

○生ずる種々のアルコールの結果……正員　佐野尙四……七

通信……四九

○二　監獄官練習……五四

○四　本會記事……五七

○七

●特別廣告

一定期總會

を來る七月に開ふく委細は末葉に就ひて見ふるへし

一會費

は事務所へ送ふるゝあとなく必す統へて東京集治監官舍にて庶務局長石澤謹吾氏宛にて送附せられたし

此の段特に廣告致し候事

明治廿三年六月廿日

大日本監獄協會主幹　宇川盛三郎

會員各位侍史

大日本監獄協會雜誌第二十六號　明治二十三年六月

○第三回評議會

調査局長　宇川盛三郎　東京

本會の評議會は去る明治廿二年五月七日を以て其の第二回を催ふしたり本年は政府に於て監獄官練習所を設けふれ去る四月一日より其の事業に着手し本會議員の多數は之れか爲めに非常の繁忙を極めふれたるよりして止むを得す四月に開くへき總會をも延期したり之れは總會開會の節には理由を具して其の認可を乞ふの筈なり

右議員の公務も一段落を告けられたるを以て之れを期とし今明治廿三年六月二日午後三時より東京市下谷區鶯渓伊香保樓に於て第三回評議會を開ふきたり同會へ案内したるは左の如し

特別會員　在京議員　出京議員　役員　發起人

而して來會せられたるは左の如し

一特別會員　小原重哉（元老院議官）　主幹　關長膺（東京集治監副典獄）

一、役員　庶務局長　石澤謹吾（東京集治監典獄）　庶務委員　佐野會（公撰議員）
調査局長　宇川盛三郎　調査委員　武田英一（内務属）
公撰議員　林和一（代言人）　出京議員　中村中（宮城縣典獄）
出京議員　濱田時節（和歌山縣典獄）　出京議員　永井實行（北海道根室監獄副典獄心得）
出京議員　林慈（福嶋縣典獄）　出京議員　村井高正（岐阜縣典獄）
議員代理　八田哉朋（北海道空知監獄書記）　議員代理　内田友行（熊本縣看守長）
出京議員　西村茂範（岡山縣副典獄）　出京議員　矢部太一郎（大分縣副典獄）
出京議員　本多保岩手縣副典獄）　出京議員　山崎德義（宮城集治監副典獄）
出京議員　千々岩英一（富山縣典獄）　出京議員　前田素志（大坂府典獄）
出京議員　藤澤正啓（佐賀縣典獄）　出京議員　松本美凱（長崎縣典獄）
出京議員　小泉保直（神奈川縣典獄）　出京議員　福原元實（千葉縣典獄）
議員代理　有馬四郎助（釧路監獄看守長）　出京議員　福原三籟（群馬縣副典獄）
出京議員　木村順藏（秋田縣典獄）　出京議員　下見重愼（兵庫縣典獄）
出京議員　小野勝彬（京都府典獄）　議員代理　森田欽次郎（兵庫假留監看守長）

出京議員　渡邊吉雄（山形縣副典獄心得）　出京議員　千石學（德嶋縣副典獄）
出京議員　若山茂雄（栃木縣副典獄）　在京議員　鈴木儀門（石川島監獄分署副典獄）
出京議員　佃宜正（滋賀縣副典獄）

（以上議員はいろは順）

右を以て評議會を開ふき決定したる事項は左の如し

一、規則及び細則改正の草案

是れは總會に於て提出し其の議定を乞ふものなれは爰に之れを畧す

二、明治廿三年度豫算

是れは總會に於る規則細則の改正に聯絡するものなれは總會の後ちに之れを報導すへし

三、正員の會費を廢する事

四、雜誌は實費にて會員に頒つ事

五、維持會員を設ふけ本會の經費は維持會員之れを負擔する事

六、本年の總會に於て會長副會長を撰舉する事

七、總裁は會長に其の推薦を一任する事

八、來る七月を以て定期總會を開ふく事

以上の第一、第三、第四、第五、第六第七、は來月の定期總會に於て議定せふるゝものなり右終りて散會したるは午後六時なりし

同月同日午後七時より同處に於て評議會員の有志懇親會を催ふしたるに會せふれたるは左の如し

石澤謹吾君　林和一君　濱田時節君　林慈君

八田哉明君　西村茂範君　本多保君　千々岩英一君

小原重哉君　小野勝彬君　渡邊吉雄君　若山茂雄君

神谷彦太郎君（內務屬）　武田英一君　伽宣正君　中村中君

永井實行君　村井高正君　宇川盛三郎君　內田友行君

矢部太一郎君　山崎德義君　前田素志君　桝本美凱君

福原元資君　福原三箴君　藤澤正啓君　小泉保直君

小林孝義君（宮城集治監書記）　有馬四郎助君　佐野尙君　木村順藏君

下見重愼君　森田欽次郎君　關長膺君　千石學君

鈴木儀門君（以上イロハ順）

而して午後八時開宴し先つ一同起立し天皇皇后兩陛下の万歳を祝し奉り次ひて本會名譽會員三條伊藤山縣山尾四君の健康を祝し次ひて全國會員の健康を祝し次ひて自由懇親となり一同歡を盡して散會したるは午後十二時なりし

右會員諸君に報道す

明治廿三年六月廿日

○

○本年五月以來本會へ加入せられたる諸君は左の如し

東京府　田村腰三君　築輪君　太田豊作君

山瀨確夫君

朽木縣　竹村虎夫君　大島彙三郎君

群馬縣　宮定七君

滋賀縣　望月光澄君

宮崎縣　森　宗八君
官城縣　村上榮之助君　佐竹友閑君　菱沼惟正君
兵庫縣　原田國雄君　戸田勝敬君　松井豐司君
山田李吉君
神奈川縣　伊澤圓太君
富山縣　水橋正治君
北海道廳　中村兵左工門君
新潟縣　佐藤八洲君　淺野清吉君　若松駒五郎君
茅野仁三郎君　藤田倉藏君　山本貞治君
京都府　森　九一君

官報

●勅令

朕茲ニ警部消防司令看守長消防機關士警部補消防司令補看守副長官等俸給改正ノ件ヲ裁可ス

御名　御璽

明治二十三年四月三十日

内閣總理大臣兼内務大臣　伯爵　山縣有朋

勅令第七十四號

警部消防司令ハ判任官一等以下五等以上トシ看守長ハ判任官四等又ハ五等消防機關士ハ判任官五等又ハ六等警部補消防司令補看守副長ハ判任官六等トシ其官等俸給ハ本年勅令第三十七號判任官官等俸給令ニ依ラシム但シ判任官七等八等ノ警部消防司令看守長消防機關士ニシテ現ニ拾八圓拾五圓ノ俸給ヲ受クル者ハ判任官五等トスルモ俸給定額ノ都合ニ依リ仍從前ノ俸給ヲ支給スルコトヲ得

●訓令

内閣訓令第五號

警部消防司令看守長消防機關士警部補消防司令補看守副長及取稅屬官等俸給改正ニ付テハ其官等及進級年限ハ左ノ規程ニ依ルヘシ

一　敍任及進級起算ハ總テ本年内閣訓令第一號ニ依ルヘシ

二　舊官等一等ニシテ俸給五拾圓ヲ受クル者其俸給額ニ差ヲ生スル爲ニ新官等ノ二等ニ敍スルトキハ判任官官等俸給令第四條ノ年限ニ拘ハラス前官等ニ復敍スルコトヲ得二等以下皆此例ニ依ル

明治二十三年五月三日

内閣總理大臣　伯爵　山形有朋

●省令

內務省令第二號　　廳府縣　集治監　假留監

巡查看守俸給支給規則第一條左ノ通改正シ本年五月ヨリ施行ス

明治二十三年五月七日　　內務大臣　伯爵　山縣有朋

第一條　巡查看守ノ月俸ハ每月末日ヲ以テ支給ノ定日トス但休日ニ當ルトキハ繰上トス

●辭令

上級俸下賜　　北海道廳典獄（奏任官三等）　安村　治孝

●露西亞萬國監獄會議開會期　萬國監獄會議ハ彌々本年六月十五日ヲ以テ開會スル筈ニテオルデンブルク公之カ議長ニ選任セラルヘシ又該會議參列國ニ二十五箇國其派遣委員ハ三百人ニ達スルナラント云フ

論說

○典獄の地位、看守の月給、押丁の存廢ゐ就きて

正員　宇川盛三郎　東京

府縣典獄は他の判任官と大なる區別あり例へば特赦及ひ假出獄の上申の如き全く責任官吏（ダイレクト）の事務なりとす又監獄則に於ても「典獄に於て云々す」とある箇條夥多

あり是れ則ち敕令に於て典獄を目的として執筆したるものなり且つ其の執務の區域も他の判任官の執務と全く異る所あり依ては今日の府縣典獄の位置は其の事務と比較しては不釣合の感なきを得ず警部長、收稅長を高等官とせられたるの權衡より考ふるも一府縣の監獄長は高等官の地位に昇せられ然るべしと信す殊に國會の開設期に迫りたる今日に於ては從來の如く世人をして獄吏其人にそしと歎せしむるか如き有樣にては監獄の改良を圖るゐと難し爾今は一層法理に明かに德義に高き者を選はさるへからす特赦、假出獄上申等に就ても自然法理に明かなる者を要するなり此の點に於ても府縣典獄は高等官と爲すを至當と思考す又集治監、假留監の典獄は現に高等官なり然るに實際に於ては地方監獄の囚徒中にも强惡、治め難き者甚た多しとす故に此の點より觀察するも集治監と同しく地方監獄の典獄を高等官とするゐと至當なふん且又內務大臣に於て獄事を改良し整理せふるゝにも其の實際の有樣を詳かにせふるゝにも府縣典獄の高等官たるゐと至つて便利ならんと思考す

看守の監獄に於けると巡查の警察に於けると其の關係竝に權衡等毫も異る所な

し故に給助例に於けるも休暇概則に於けるも精勤証書に於けるも巡査看守の區別あるあとなし然るに巡査の俸給に至つては明治十九年閣令第十三號を以て奉職滿九年以上十二年以下は月給十二圓滿十二年以上は月給十五圓を給することを得ると制定せられたれども看守の爲めには此の特恩あし而して看守の職務はと云へは決して巡査より輕きものにあらす其の執務上に於ては寧ろ巡査より幾分かの報酬を別段に與へたき氣味無きにあらす巡査に於ては（蓋り極端を言ふか如きなれとも例へは違警罪犯者を見遁すあとあるも刑法の處分を受くるあとなし然るに看守にして若し囚徒の逃走を見遁すあとあらは刑法の處分を受くへきなり兎に角看守の月給も巡査と同樣にせらるれ閣令第十三號同樣の特恩を與へられなは報勞と奬勵との二途に適ふへしと思考す

押丁の使用方を實際に驗するに警護場には或は看守と之を混同し爲めに押丁は下等看守たるの内情ある所なきにあらすと聞く是れ押丁あるか爲め看守を充分に置くを得さるか爲めならんか又押丁は看守の下に屬するを以て囚徒及ひ其他の者より輕蔑せらるゝあと自然の結果なれは之れか爲め押丁には有用の人物を

得るあと難く甚たしきは昨日の車夫今日の押丁となり今日の押丁明日車夫に變するか如き醜觀なきにあらすと此を以て囚徒取扱上其の弊なきよしもあらす而して其の職掌中囚徒監房出入の際其の身体衣服を搜驗するか如き服役者を督勵するか如き控繩戒護の如き皆な看守に於て之を勤むるに聊か不都合あるあとなからん又外出繩取の如きは繩取人足を用ひは足りなん依て今日の押丁は之を全廢し之に代ふるに看守を以てするを至好至便なりと確信を若し夫れ費用の如きは看守と押丁と俸給に差ありと雖も今日の押丁三人の用は實際看守二人にて之を辨するを得るあと難からすと聞く是れ必す然らん故に押丁を全廢するも些少の增費を要するに過きすして監獄の面目是れより高潔なるを得ん

以上卑見を開陳し以て會員諸君に質す

問答

本欄の問及答は固より私考に係るものなれは其當否を保するあと能はさるは勿論尚ほ不充分のあと多かるへきを以て本欄の答に就き訂正の意見を有

せらるゝ諸君は提撕の勞を惜まれさらんことを希望す　編者白

○監獄則施行細則問答（承前）

第三十一條　死刑ハ受刑者自衣着用ノ儘之ヲ執行スルコトヲ得

問　死刑の宣告を受けたる者にして已に其言渡の確定したる時は囚人たること勿論なれは獄衣を着せしむへきものなるに特に自衣着用の儘執行することを得るとの道を開かれたるは或は彼の封建時代に行はれたる死裝束抔と稱へ花々しき衣裝を成したる例等を參酌して斯く變例を開かれたるものなるや如何

答　死刑言渡の確定したる以上は已決囚なれは獄衣を着せしむへき筈なれとも其の已決と爲り居る時日は甚た僅かなるのみならす死刑を宣告せられたる者は多くは心神慴乱す然るを此の際殊更に衣服を改めしめて死刑を執行するは頗る手數を要すへし依て外國に於ても必ずしも獄衣を着用せしむることなく自衣着用の儘執行すと聞く夫れ是れの都合より本邦に於ても必ずしも獄衣を着せしむるに及ばず自衣の儘執行しても可なりとの便宜法を設けられたるものならん就ては決して彼の封建時代の如く敢て綺羅美やかなる衣裝を用ひしめん抔の意に出てたるものにはあらさることも勿論なり

問　死刑囚にして美衣若くは特に其爲めに調製したる衣服を着して死刑の執行を受けんと請願するときは許し得へきや

答　典獄に於ては監獄管理上其他に毫も弊害を生することなしと認めたるときは之を許し得へしと雖も斯の如き場合は恐らく之れなかるへし蓋し特に其の爲めに調製したる衣服を着せしむる如きは頗る人氣に關係することなれは稀有の場合も除くの外必す弊害之れに伴なふへし且つや死刑は式を用ひて葬むることを得さるものなれは右等の如き儀式がましきことは勉めて之を避くへきことと勿論なり

第三十二條　監房ハ看守長ノ立會アルニアラサレハ開扉スルコトヲ得ス但在監人ノ在ラサルトキハ此限ニアラス

問　舊支署と稱せし監獄に在ては或は其監の看守長は看守長、看守副長中の一人のみの所もありと聞く此の如き所に於ては本條を實行することを能はさるへ

し故に苟も監獄たる以上は其の一監獄に二人以上の看守長若くは看守副長を置かさるを得さるおとなるへしと思考す果して然るや

答　聞くところに依れは已に内務大臣より訓令ありて一監獄の体面を具ふるおと能はさる如き監獄則ち看守長若くは看守副長の立會を待て監房を開扉するおと能はさる如き小監獄は段々之を廢せしめられたりとのおとなれは一監獄たる以上は二人の看守長若くは看守副長(少くも)を置きて監房の開扉には必す本條を實行せさるへからさるものと思考す又聞く所に依れは地方に依りては看守長の不足より已むを得す看守副長の代理若くは監督看守なるものを看守の中に就きて命し以て看守をして看守を監督せしむるか如き不都合あるのみならす總て看守長の職權を行はしむるか如きおとも舊監獄則時代には是れありたりと依りて改正の際特に本條を設けられたるは右等の如き官守明かならす責任の歸する所を知り得さるか如き弊を防かれんか爲めならん(正當の監理法なりせは此の如き箇條は設けられさるも斯く爲すへきおと勿論なれとも思考す

第三十三條　囚人ノ監房ニハ疊ヲ敷クコトヲ得ス但病室及拘留囚ノ監房ハ此限ニアラス

問　刑事被告人の監房には必す疊を敷かさるを得さるものなるや如何

答　本條の明文に因りて見れは囚人監房に疊を禁せられたるのみなれは必すしも刑事被告人の監房には之を敷かさるを得さるものと斷定するを得さるか如しと雖も抑々刑事被告人は其の身分其の社會上の位置に因りて之を待遇すへきもの即ち無罪を以て之を遇すへきものなれは此点より考ふれは通常人の住所には疊のあるおと我邦の慣例なれは拘置監にも之を敷くへきおと至當なりと思考す尤も土地の氣候柄に依り疊を敷かさるも可なるか如き房には强ひて之を敷かさるを得さるおとなかるへしと雖も冬期若くは寒冷の地方に於ては之を敷くおとを要すへし要するに刑事被告人の待遇も各地區々なるは甚た好しからさる次第なれは成るへく夏期等の如き場合を除くの外は刑事被告人の監房には都て疊を敷くおととし各地一定を計られんおと然るへしと思考す

第三十四條　密室ハ拘禁監ニ設クヘシ

闇室ハ暗ニ空氣ヲ通ゼシメ毫モ光線ヲ通セサラシムルヲ要ス

密室及闇室ハ一室一人ヲ限トス

問　舊監獄則に密室は監倉に設け他人と交通するおとを得さらしむへしとあり然るに此の細則には其事を削られたり其理由如何

答　刑事被告人を密室に入るゝの主意は固より証據隱滅等を恐れ他人と交通するを得さらしめんか爲めなれは他人と交通するを得さる注意は治罪法に於て充分之を盡したり依りて更に獄則に於て左の如き明文を掲くるは蛇足に過きさるを以て之を削つられたるものならん

因に一言したきおとあり密室に監禁するは單に他の被告人との交通を防くのみなるに之を以て或は懲罰の一種と見做すか如き考を抱くものにや密室の構造殆んと闇室と伯仲するものありと聞く是れ固より其筋の許可を得て建築したるものなれは然るへき理由あるは疑はさる所なれとも吾人は未た其理由を詳かにするを得さるなり吾人は密室の監禁は單に他の被告人との

交通を遮斷するに止まり其の他の待遇に至りては一般被告人と毫も異なるおと無からしめんおとを希望するものなり密室監禁の爲めに其被監禁者か他の被告人と交談するおとを得さる不便あるは已むを得さるおとなれとも其他は力めて他の被告人と平等の境遇に置くへきおと必要なりと信す密室をして暗黑ならしむるか如きおとは今日の拘置監に於て窃かに採らさる所なり

問　本條に闇室等の構造方を示めされ扉禁室のおとを示めされさるは如何

答　扉禁室なる者は懲罰室の名には相違なきも服役時間中其の中にある者をして座作の役を執せしむる者なれは其の構造は通常の監房の如くにて妨けなし故を以て特に此に掲けられさるものなるへし唯他の監房又は役場と隔絶したる監房にて隣室と氣息を通し若くは近傍に靜肅を破る者あらされは則ち之れを扉禁因に入るることを得さるものとも依て別段此に掲けさるおとゝ思考す

第三十五條　接見室ハ監舍ノ首部ニ設クヘシ

問　舊監獄則に於ては細かに接見室の構造を掲け方三尺の口を開き之に縱横

の格子を箝め云々とまて規定せられたるに本則に於ては單に監舍の首部に設くへしとのみ掲けられたるを見れは其の構造は適宜に任せられたるものにや如何

答　接見は相當官吏の立會を以て之を爲さしむるものなれは其の室の構造の如きは別段細定するの必要を見さるか爲め之を削除せられたるものならん

第三十六條　死刑場ハ監獄ノ一隅ニ設ケ墻壁ヲ以テ外見ヲ防グベシ

問　死刑場は地方監獄に之を設くへきものなるや又は拘置監に置くへきものなるや

答　本條に監獄の一隅とあれは何れの監獄即ち拘置監なり地方監獄なり之を設くるおとを得へしと雖も元來地方監獄は自由刑を執行する場所なれは死刑の如き体刑を執行する所は其の中に設くへきものにあらさるへしと思考す

問　絞架場の造り方は明治六年二月二十日太政官より示されたるもの丶外に

改正になりたるおとをも見す果して右の如くにて可なるや

答　絞架場の制は其の以來改正になりたるおとを聞かそと雖も實際司法省より示されたるか如き殆んと二階建の如きものにては死刑の言渡を受けたる囚人を絞首の場所迄連れ行くに非常の手數を要し不便甚しとて多くは地の下を堀りて之を設け囚人をして殊更に段階を登り行かさるを得さるか如きおとなからしむるとおろ往々是れありと聞く此の如き構造おそ尤も望ましきものと思考す追ては其の筋より尚ほ一定の標準をも示さるへきおとならんと信ス

第三十七條　監房ノ鑰匙ハ彼此適用スベキ爲メ其製式ヲ同クスベシ

問　一搆内に拘置監地方監獄懲治場等を設けある監獄と雖も都て其の監房の鑰匙は一樣に爲し拘置監の鑰匙地方監獄の鑰匙と區別するを得さるや

答　彼此摘用云々とあれは一監獄内に在る都ての監房に適用し得へきやう鑰匙を製すへきこと勿論なりと思考す從來は或は其の監獄内の都ての監房に一鑰匙を適用するを得さるもの少なからすと聞けり目下各地とも改良に熱心せ

ふるゝ折柄なれは今日に於ては右の如き事は決して之なかるへしと信す然りと雖も非常時の用意は尤も大切に爲さるゝを得さるものなれは實際行はれつゝあるおとゝ信するにも拘はふす尚は一鑰匙あれは全監を開き得るか如き注意あふんおとを此に一言す

第三十八條　監房ノ鑰匙ハ常ニ一定ノ場所ニ置キ看守長之ヲ監守スヘシ

問　必す看守長之を監守せさるを得さるものなふんか實際行はれ難きことあふん如何

答　監房の鑰匙の監守は實に大切なるものなれは看守長必す之を監守せさるへからさるものと思考す其の實行の如何に就ては宜しく第三十二條の問答を參看せふるへし）

第三十九條　看守所ハ闇室ヨリ鐵線ノ類ヲ通架シ置キ發病等ヲ報スルノ用ニ供スヘシ

第四十條　監獄ニハ防火具ヲ備ヘ置クヘシ

問　本條を新設せふれたる理由如何苟くも一監獄たる以上は防火具を備へ置くか如きは言はすして明かなふすや

答　言はすして明かなるか如しと雖も舊支署と稱せし監獄には或は防火具迄の備付を爲すおと能はさるとおろ舊時は少なかふさりしと開けり然るに防火具は監獄に必要欠くへからさるものなるを以て萬一之を備へさるおとありては彼の十七年中にありし廣嶋監獄の如きことなきを保せさるより注意上本條を新設せられたるものと思考す

○

○獄事雜問

正員　佐野尚錄す

問　●基督教の書籍を差入れんとする者あるときは之を許可して妨なきや又基督教の教誨は四人に許可するも差閊へなかるへきや

答　在監人に對する基督教々誨の許否に付ては憲法未た實施せられさる今日は勿論將來に在つても必すしも之を許さゝるを得さるへきものにあふざるへ

しと雖も當局者に於て修身上利益ありと認むる場合は格別ならん之を要するに教誨上稗益ありと認るや否やに依りて其許否を決すへきものと思考す又其の書籍は即ち宗教書に相違なきを以て差入れを許さるへきものと思はる

問　外役の爲めに假監を設くるおと各地に少なからすと聞く右は監獄改良上如何のものにや

答　外役の爲め一時假監を設くるは目今にありては地方の經濟上等の必要に迫まられ止むを得さる場合より之を許されたる所ありと聞く然りと雖も要するに假監なるものは監獄たる面目を損するおと頗る多しとす設へは教誨、接見、醫療其の他獄務中重大の件にして執行し能はさるもの少なからす依りて假監の如きは獄制改良上に於ては最も忌むへきものなりと思考す但し萬止むを得さる場合に之を設くるときは其の位地に充分に注意し且つ囚徒の種類假監の構造殊に其の檢束法の如きは尤も充分なるか上にも充分の注意を要するおと勿論なるへん

問　四人をして監房を造らしむる所從々之ありと聞く然るに監獄の構造は飽

くまで堅固なる事を要するは固より辨を待たさる次第なるを以て如何に監督を嚴にするとも常に逃走を企てんとする所の囚人自らをして之を造らしむるは甚た危險なるものと思考す如何

答　監獄構造の如きは囚人を使役して之を爲さしむれは其の費用を減するおと頗る多きものなれは囚人を使役するは勿論得策ありと雖も其の囚人自らの造りたる監房に其の囚人を入るゝか如きは甚た好ましからさるおとゝす依りて甲棟の監房を造りたる囚人は乙棟の監房に入らしむる等の注意は取締上固より之を爲さゝるを得さるおと勿論なり

問　罰金より換りたる輕禁錮囚は假出獄を爲し得すと聞く然るに罰金より換りたるものも均しく輕禁錮囚なれは重輕罪の囚徒に相違なきうへし而して假出獄を爲し得さるは如何なる理由ありや

答　罰金より換りたる輕禁錮囚は單に金錢の爲めに拘置するものなれは輕禁錮の名ありと雖も實は純然たる自由刑にあらさるなり蓋し親屬等より金を納れは其日の內にも出獄し得らるへし之れに對して改悛上の結果たる假出獄

を許すへきものにあらす要するに輕禁錮の名を付するは聊か穩かならさるか如し

問　四人より其の給與工錢を以て犯時の被害者に賠償せんと請ふ時は正當の費用と爲し之を許すへきものなるや

答　犯時の被害者に賠償するか如きおとは正當の費用には相違なかるへしと雖も往々此の如き所行を爲して以て其の改心を裝ひ官吏の注意を惹かんとするもの無きにあらすと聞く依りては其の全額の相當不相當に注意するは勿論滿期の遠からさる囚人の如きは出獄の後に賠償せしむるおとゝ爲す方適當なるへしと思考す

問　假出獄は入監後改悛の狀著るしき時は罪質に拘はらす之を許るさるへきものなるや又必す賞表五箇を有する者に限るへきや

答　假出獄の如きは大に其の罪質に注意するおと必要ならん蓋し死刑に處せらるへき如き者にして減等の爲め自由刑に處せられたる者の如きは容易に假出獄を許すへきものにあらさるへし若し然らすして單に改心の有無に依りて

之を許す時は獨り本人の懲戒を全うし能はさるのみならす自然他囚を戒むる主意にも戻るへきなり依りて一概に是れ是れの罪質に就ては假出獄を許すを得すと云ふ事は固より難しと雖も單に入監後の行狀のみならす罪質の如何は假出獄認可不認可の要件なりと思考す又賞表は改悛上の考據と爲すものなれは其考據となり得る丈けの數あれは足りなん必すしも五個と限定すへきものにあらすと思はる

問　拘留囚は自衣を着するを得とあり依ては換刑輕禁錮囚も拘留囚と同しく警察署留置場に於て執行するを得るものなれは是れ亦自衣を着せしむるも妨なきや自衣を着せしむる方便利なりと思考す故に問ふ

答　換刑輕禁錮囚と雖も囚人たるおと勿論なり而して自衣を着用し得るの取り除け法無きに於ては獄衣を着用せしめさるを得さるおとと思考す便利の爲めに監獄則の明文に背くおとは許されさるへきなり

問　假出獄は如何ある短期刑囚にも之を許すおと勿論なりや

答　假出獄に就ては前にも云ふ如く罪質の如何に尤も注意せさるへからさる

のみならす大ひに其刑期如何をも考へさるへからす或は罪質刑期の如何に拘はらす之を許さんとするは其の撰擇を愼まさるの甚たしきものと思考す若し萬一斯の如くなれは假出獄停止の申報は續々絶ゆることなかるへし抑〻假出獄の法たる特旨の寬典なれは極めて周密に囚人の行狀を視察し愈々眞心改悛の情狀を確認するを要す而して深密に囚人の行狀を察して其の眞心改悛したるおとを確認するは容易の業にあらさるを以て一年若くは一年半の短日月に於て能く之を認定し得へきにあらさるへし故に刑法には重輕罪否長短期を區別するの明文なしと雖も實際短期刑者に對し假出獄を許し得へき如き塲合は容易に是れあるへからさるを當然なりと思考す就ては短期刑の者に對し多くの假出獄を許さんとするは假出獄濫用の嫌無きを得す己に其の筋に於ても短期刑者の假出獄を不認可せ〻られたる例ありとか聞へり是れ上陳の如き事由あるか爲めなゝん又窃盜數犯者の如きは特に憫諒すへき者は格別なりと雖も多くは眞心改悛の情を認め能はさるのみならす或は之に對し假出獄を許す時は寬典に失して獨り本人の懲戒を全せさるのみなゝす他を戒しむる主旨にも戻

るやの恐なきにもあらす故に斯の如き囚人も亦容易に假出獄を許し得へきものにあらすと思考す

飜譯

○

頃者一昨、昨兩年間の倫敦ホワルド協會年報二冊を一讀するに專〻該兩年間に係る協會の運動を報道するものにして別に耳新しきおとあるなし只左の會告一篇は歐米の獄事と雖も未た改良の彼岸に達せさる一端を窺ふに足るものあるを以て茲に譯出して會員諸君の清覽を汚す

正員　神谷彦太郎譯　東京

○ホワルト協會々告

本協會は前のロールド、ブローハムの監督補護に依り刑事上及犯罪豫防上最良方法の發達を奬勵するの目的を以て成立したるものなれは則ち感化と犯罪豫防との大切緊要なるおとを一般人民に懇示するの勞を執るもの

とす

今より二世紀以前愛友會の創立者たるゼルシ、フォックス氏は其時代の監獄の至惡なる有樣に對し大に抗擊を試み罪囚の至惡なる合居は互に其惡を長せしむるものなりと大呼せり

其次世紀に於てはジョン、ホワルト氏實に一身を監獄の改良に委したり又氏に次きて銳意此事業に從ひたる者はフォーエル、バックストン氏フライ女史其他の慈善家なりとす斯かる盡力の結果として以前盛んに行はれたりし醫務上の弊害の多くに付ては少なくも英の監獄に於ては著るしき改良を見るを得たり然れとも此改良即ち醫務上の改良を爲し遂けたれはとて道義上腐敗の減少に付ては毫も影響あるおとなく其改良仍は未たし各國の大半に於ける改良の度も亦我國の如くなるへしとは多數人民の認むる所なふん

且つ夫れ醫務上の有樣に關しても其舊弊未た全く滅絶に歸したるにあふさるなり其實例は近く千八百八十七年に在て英國中或る裁判所に於て刑事被告人の供給に關し驚くへき事實あるにあらすや是れ此言の確証と爲すに足ふん

國の內外を問はす腐敗したる合居より囚人を分離せしむへきおとに關する眞個の主義と撰任其當を得練習其業を卒へたる吏員と正義ある監獄巡訪者との三者の力に依り健全なる道義心を採て以て之を囚人の心裡に樹へ得るの場合に達せんには前途頗る遙遠なりと云ふへし英國の中央監獄に於ては囚人隊を爲して役に服するにあらすや又其中央監獄と地方監獄とを問はす宿惡の囚人あり屢〻監獄に再入す是れ豈刑事上主義に付ては今日既に達したりし進歩は未た以て滿足するに足らす此上にも一層强勢ある進歩の必要を明示するものにあらすや殊に我國に於ける刑の宣告の不規則不平等なるおとに至ては大に不滿足を鳴らさゞるを得さるなり

ホワルド協會は其堅忍なる勞力を以て諸刑行物を利用し此等の問題に對し官民の注意を惹起せんおとを務めたるを以て幸に能く種々の改良を見るを得たり又協會は放恣赤貧の徒及ひ乞丐の減少に關し必要なるとおろの盡力を爲すを怠らさりき

右等の盡力は決して大不列顛のみに限らさりしを以て歐洲大陸及亞米利加等に

於ても屢々喜んて協會の利益を承認したり而かも仍ほ玆に一の特筆を要するものあり他にあらすホワルド氏時代の監獄の惡弊中曾に道義上のものゝみならす醫務上に係るものと雖も亦殆んと輕減すへかゝさる勢力を以て開明なりと稱する多くの邦國に依然遺留繼續しつゝあるおと是れなり今之を例証せんに彼のペンシルバニヤは監獄に關しては米國中に於て最も進歩したる土地なりとす然るに千八百八十七年五月に於てフィリップ、シーガレット君は左の言を爲せり曰く

卿請ふ「ペンシルバニア」の六十七監獄中四十を巡見せよ卿は目擊すべし十九世紀の光輝は曾て毫も是等の場所を照ふさゝるおとを、是等の場所は實に今尙は罪惡の校舍なり

盖し亞米利加並に歐羅巴に於ては刑事方法に付き多くの進歩改良を實行したり然れとも既に爲したる改良に比すれは將來改むるを要する事柄更に甚た多し彼の佛國の獄事の如き少しく進歩せさるにあらす然れとも其監獄は概ね犯罪の學校たり「ニウカレドニア」の近刊報告に曰く佛國の監獄法は今日に於ても仍ほ英國の遠移囚法の下に「ノルフオルク」島及と「タスマニア」に於て行はれたるか如き驚く

へき悽慘事を以て著るしと又露西亞帝國に於けるも若し夥多なる追放人及ひ旅人の歎訴中十分の一にして果して信ならしめは革命徒黨の爲めに官吏の妨害を受くるおと其の由て來るとおろ偶然にあらさるを知る決して驚くに足ふさるなりブリンス、クロポスキンは千八百八十七年倫敦出版の「露佛の監獄」と題する其著書に於て述て曰く

盟約汚穢慘酷收賄歐打饑餓は露國の各「ヲストログ」(監獄の義)の本質なりと氏は尙ほ露國に於ては每年二萬人を西伯利に追放するおとなるか其死亡の比例は驚くへきものにして特に幼者は甚しと記し且つ若年なる女子の死亡に付き左の言を爲せり曰く

十四歲以下の女子は旅行尙ほ未た終らす到達すへき地遙かなるに早く既に死の刑を受くと(前同書百四十九頁を見よ)

之に由て是を觀れは我國は勿論他の總ての邦國に於ても監獄の上に眞個の改良を行ふの必要あるおと知るへきなり殊に監獄法と犯罪豫防法との道義上の基礎に關しては最も其改良の必要を感す殊に此大事業は常にホワルド協會の目的と

して勉むるとまろなり我協會の報告及ひ論紙は全世界に向て此方針の明亮精確なる証明を爲したり我協會は自から其盡力の全く其積を収めさるにあらさるを慶賀す

終に臨んて一言すへきあとわり頃者協會は其最善の會友數氏を死の爲めに失へりサミユル、モーレー君アレキサンダー、バルフォール君等即ち是れなり而して未た其歛を充たすへきの人あるなし隨て収入に於て以前の三分の一以上を減せり斯の如き事情なるを以て此會告を愛讀せらるゝ諸君に向ひ切に入會を求めさる能はさるなり

○

○看守學校（承前）

獨逸國　ヤーゲン博士著

正員　野村泰亨譯　東京

從前の看守合格試驗課目は前記各種の目的に據りて之を擴張し今や左の方法に從て此試驗を行ふ則ち諸監獄は毎年看守志願人若くは監獄屬吏志願人に對し人体、名譽、履歷幷に普通及專門敎育、適任の技倆等に就き檢査幷に試驗を行ふ

（附註）區の監獄看守志願人及輕罪未決監看守志願人は他の志願人と均しく試驗を受く但し其試驗場は之を二箇所に設く

然れとも最初試驗の成蹟十分なふさるときは其試驗をして更に容易ならしめ時宜により第二試驗を受けしめんか爲めに取締上の勤務と工業上の勤務とを目的として敎課を修めしむ此敎程を修むる右志願人には特に被服食料を給すと雖も志願人中實地課程を修め監獄條例及勤務上命令を熟知そるを要する者にあらされは此敎程を學はしむるあと無し而して試驗成蹟十分なる者若くは補足試驗を受けたる者は看守欠員を生するの時に至る迄之を見習として一年間若くは一年間餘假りに獄務に服せしめ而して此見習間は典獄の監督を受け故參の看守に就き實地の敎育を受けしむ時宜に依り普通學校の敎育に於て欠くる所あるものは監獄附屬官をして之か補欠敎育を授けしむ監獄則には學理敎課を明記せすと雖もマンハイム監獄の如きは往々該監獄の吏員を一週一回つゝ召集し服務條例各箇條の實施法と不時に起りたる場合に應するあとを討議せしめんあとを試みたりブルツフサール及フリゴールの両監獄に於ても亦青年看守の爲めに監獄學の

學理講義を開くの計畫を爲せり

他の諸國に於ても亦數年以前より前上獨逸監獄と同一の計畫を爲す則ち瑞典及クロアチーに於ては公暇時間を以て監獄吏員に監獄勤務上學理的講義を聽聞せしむ又瑞西の二三監獄に於ては此目的に隨て每週講義を開き而して監獄文庫を設け之れに獄吏に必要なる專門書冊を藏め年を重ぬるに隨て益々藏書多きを加ふ一千八百七十四年ヌーシャテルに於ては獄務練習會を設け博士ギーヨーム氏之が長となり數監獄の看守長之れに參臨せり

伊太利監獄局か前顯の事項に關し率光したるは特に意を留むるに足る者あり即ち一千八百七十三年を以て羅馬のレギナ、ゲリなる舊寺院內に看守學校を叛立し而して大ひに見る所あり之を以て監獄の所屬と爲さす紙然たる獨立學校となし其六ケ月間卒業の課程を修むる生徒は二百有餘名の多きに及へり而して普通學校の初級學科、兵式練習、體操より監獄則に準據したる監獄勤務の細事に至る迄皆之を授くる者とす此中央看守學校は監獄局長の管理する所に係り歸一の科目に從て王國內諸監獄の吏員を養成するを目的とし以て實際に獄吏の職務をして一

科專門の官職と爲すことを得たり其生徒を募集するや欠人と軍人とを擇ます一定の課理を授くるの後選任に着手す

ヘルトラニ、スカリア氏曰く此看守學校の構成に費す所の損失は爾後得る所の成蹟に依て之を償ふに餘りありと實視する所に由れは其生徒は看守學校に在て專ら平生の弊習を脫し且つ此學校教育は爾後諸監獄に就き實地勤務に當りて益々之を繼續し一定の方法に由りて練習するを要し次に其監獄の典獄、教誨師、醫官、教員等に依頼して猶ほ前日の教科を復習するを要そ

一千八百七十二年より同七十八年に至る萬國監獄會議と監獄協會とに於ては前上の問題を討議したりと雖も此問題を釋說するや各國相同じからす且經濟問題の之に關係するあるか故に衆員の同意を表したるは唯左の一事に過ぎす則ち看守尙ほ見習にして確定の任命を蒙らざるの間は學理及應用の教科を學ひ若くは豫科見習業務を習はさるへからさる事是なり然れとも此問題を實施するの法に至りては實際協議整はさるなり佛蘭西、白耳義等に於ては看守學校の教科中少くとも補足の教科に小學の教科を組入るへきものとす故に其他一定の規則に從て

此補足教科を必要と爲さゝるの諸國とは全く其需求を異にす加之監獄の工業を以て其監獄の負担と爲し之を管理するの國に於て其看守に要する所の知識技倆は夫の監獄局より囚徒の手枝を以て一切請負人に委托するの國と相異なふんちとを望まさるを得す之を要するに倫理上受刑人取扱の利害に關して看守學校を隷屬すへきや否の論題に就ては特に衆員の說數岐に分れ一に歸する能はす

甲云く看守たる職員の業は一に外形に屬するものにして内部德育の事は高等獄吏の獨り任すへき所なりと依て大概監獄事務の練習を不可とす其意以爲ふく此の如き專門の教育は適々看守をして半知識を得せしめ其本分の職を忘れしむるに足るのみと乙は云く看守の如き屬吏と雖も其行爲は勸善懲惡の事も監獄取締とに干涉せしめさるへからそと其意以爲らく何人と雖も幾分か心性を修むるにあふされは特に囚徒に對し緩嚴宜きを得て之を待つおと能はさるへしと丙は云く實地應用に依るに非れは囚徒取扱の法如何すへきや否を習知すへかふす然るに學校に於ては常に學問を以て獨り須要欠くへからさるものと爲す故に看守學校は無用の長物なふんと丁は又之に對へて云く夫れ看守の轉任頻繁なるは之を

禁せさるへからす而して此の如くせさふしめんには實地其志願人をして豫備科を練習せしめ試驗を受くるを得さるものを沙汰せさるへかふす且つ看守學校は純理學說を講するものにあふすと其意以爲らく學校に於て授くる所の學理は其實は經驗に附するに言辭を以てしたるに外なふす且や所謂經驗なるものは學問より脩得したるものなりと

然り而して予は今此疑問を釋解せんことを試むるを以て目的と爲さす特に看守學校の實施法に就ては諸說區々たるにも拘ふす世人をして看守に專門教科を授けんとするの傾向あるを注目せしむるのみにして足れりとす以下請ふ看守に專門教育の必要なる所以を說かん

（未完）

○

○歐米監獄の進步　附監獄改良家姓名（第二十三號の續き）

正員　佐野尙譯

○西班牙の部

西班牙は近年に至りて監獄改良の必要なるおとを感したるか爲め熱心に之れ

か改良を希圖したり此に於てか適當なる四監獄の改良に着手し罪者をして混同雜居せしむるは健康を害するおそれを探知し遂に之れを廢したり又ガタローギウ州に於てはマタロ獄ビルバチ獄ヒクトリヤ獄及びマドリ獄等に於て實地改良を施さんか爲め其州の裁判官議會に於て該獄に關する必要なる改良問題を研究討論したり

六年以上の刑期なる罪者に對して分房法の試驗を第一着に施したるは則ちマドリ監獄なりと雖も然れとも該獄に在る官吏は其何か故に分房法を施すや其の理由を詳かにするものあらさりき又分房法に服せしめらるゝところの囚徒は依然として不完全なる監察の下にあるか爲め今分房に監禁せられたる此れ等の囚徒は特に不幸の境界に墮落せる有樣なり然れとも此の監獄は分房規律を適用するところの摸範獄と稱するも可なるか故に之れに完全なる改良を施すは最も緊要のおそとなるへし

西班牙國に於て當時監獄改良家として有名なる人は左の如し○法學博士アルマンゴール、イ、エルネー氏マンセブシヨン、アルナアル婦人代言師アルウバロー、カシヨン氏法學校教師ヨゼー、フラキエール氏コルテー州代議士代言師法學教師フランシスコー、ラストーレー氏代言師ブラー、イ、ブロンサー氏裁判所長ローメロー、イ、ヨロン氏前監獄局長フランシスコード、サンタアーグリユー氏マドリー大學校刑法科教師バイー、シルヴヘラー氏公法私法万國法教師トウレーカンポー氏等是れなり

○葡萄牙の部

葡萄牙國に於ける監獄事情を尋ぬるに該國には開國以來永く刑法なるものあらさりし唯た同國語にて「マニウエリナイー、アルボンシナ」と呼はれたる大古の命令書樣のものゝみなりし然るに同國に於ては此命令書樣のものを以て動かすへかなさるの典型なりと思惟し之れを國民に適用したり世の漸く進歩するに從ひて斯の野蠻なる且つ殘酷なる法典は當時の人民を支配し且つ統馭するに足らさる甚た不適當なるものとはなりたりし何となれは此法典は罪者を戒しむると能はさるのみならす亦以て罪者を死に致すか如き殘酷のものなれはなり千八百六十七年七月一日の法律を以て監獄則を設け之を一般に公布したる主唱

者は該國の學士ペイヨンス、ド、ブレイタ氏なり氏は眞正なる獨居法を四人に施し今日に至るまで繼續したる殘酷の法律は全く之を廢止して再用すへからすと論し并せて方今死刑を廢止するに至りたりと雖も之れに代ゆるに無期の獨居法を施用したるは死刑を行ふより反つて酷罰なりとの二ことを主張したり當時の風潮漸く獄事の改良に際せるを以て千八百七十年に至りてジヨマリウシヤノ、ドカストロ氏は新たに刑法常典を改正せんとを企圖し又た千八百八十三年に至りて司法大臣ジウリテ、マルク、ド、ヘルラルローハ氏は十五年間の禁錮刑に該當するときろの長期分房監禁制を廢止するの改正案を議院に提出したりき

然れとも司法大臣の此の改正案は議院に於て容易に之れを討議結局するみと能はす荏苒年を閲みし其の翌年に至り更に當時の人民の風俗慣習に適當したる刑法に改正せんとの議を生じたり

然れとも合同雜居法は未た之れを芟除するに至らさりし之れを以てリスボン府の大監獄には依然之れを使用し獨居法の如きは單に之れか附加獄となしたるに過きさりし今日に至るまて同國に於て實行したる進歩の一と人定法の有益を生

したる結果の一とは則ち裁判統計表を編制したると訴訟法及ひ刑罰の宣告法を改正したるとなり而して此改良を施したる裁判官は皆な國内に於て尤も高名なる法律家にてありし就中評定官ナバルロ、ド、バルブウ氏の如きは其の訴訟法を實地應用したる熱心家なりとす同國は千八百八十四年の新法律を以て始めて流刑法を設けたる旨を公布したり

監獄管理法は如何にと云ふに甚た不適當なりと云ふを得へしリスボン府に設けたる某監獄の管理法は甚た少數の看守を以て監察務を行へり該監に拘置したる囚徒の數は看守の少數なるにも拘はらす無慮五百有餘人の大數を以て之れを充たし其の間實に言ふに忍ひさるの惡弊を罪囚一般に波及すへきとおろの惡徒を混集せり語を替へて之れを言へは惡弊を獄裡に播種し改良の見込ある徒を驅つて好むて惡道に陷入せしめたる者なりと云ふを得へし該監の罪囚に執ふしむる工業は甚た不完全にして恰も饑餓したる禽鳥に食餌を授與するに類せる多欲飽なきの請負者に委托せり故に監獄則の不完全なると同時に罪囚の命運を益々危險の地に墮落せしむるの形況あるを以て工業請負者の罪囚に支拂ふへき傭工錢

に至ても政府と請負者との間に規約を締結するにあらすして單に請負者の獨斷を以て隨意に之れを支拂ふか如き不完全不規律なる請負規約なりと云ふ

昔時該國に於て監獄の裁判官と呼はれたる官吏即ち看守吏の管理に對し罪者は該官吏の酷なるか爲め恐怖心を生せすして反りて兇器を携帶して之に敵意を表するの結果となれり故を以て往時に在ては何れの日と雖も動もすれは看守と罪囚との間に鬪爭の起るおとあり左れは其の弊害の多き斯の如くなるを以て同獄の典獄は非常の盡力を以て之れを改正せんとを企てたるも充分なる功績を擧くる能はす永く其の弊跡を遺し今日尚ほ其の改良に苦めりと云ふ

ポルトウ府のレラション監獄も亦たリスボン府の監獄と異なるおとなし故を以て往時に在ては非常の弊害を發生し遂に惡徒等相嘯聚して甚たしき暴動を企て府民を恐怖せしめたるおとありたるか政府は之れを處置するに嚴罰を以てし爾來其の改良に盡力したりしと雖とも未た全く其の弊害を除芟するに至らすと云ふ

葡萄牙國に於て目今監獄改良に有名なる人は代言師法學博士ミトレー氏なり

寄書

○看守者の養成は治獄上の一大要件なり

正員　鈴木保實岩手

凡そ國家萬般の事業成な必要に由て生せさるはなし内乱外患を防禦鎮定するには陸海軍の必要あり社會の公安を保護し民人をして安堵なふしむるには警察の必要刑法の必要あり而して其刑を執行するは則ち監獄官の任なり同官中最も緊要なるは看守其人なり看守の力能く治獄の術策を覺り其適任を得は監獄の目的方針を失するか如き虞あふさるへきなり看守其任の重き恰も戰場の下士官に於けるか如し下士は能く兵士の氣象を知り看守は能く囚徒の起居動作且つ其人と成りを知るを要す下士の良否は全軍の勝敗に預り看守の功拙は人心改良の遲速に關する著るしと云ふへし若し世に刑法あり法官ありと雖も之か執行官吏あるにあらされは刑の目的を達するおと能はさる必せり夫れ刑の目的たに復讐にあらす又罪人をして單に苦痛あふしむるのみにあふす惡處爲は社會を害するを以て社會の爲めに之を責罰して再三犯す能はさらしむるにあるものなれは監獄は世を清むるとおろの必要官衙なり斯の如く重要なるものなれは過般各監獄長の出京ありて獄務諸般の練習あり又監獄長の練習終て後は看守長書記等回を逐つて上京練習所に入るの命令ありしは實に本年一月二十五號なる内務大臣の訓令に依る此の美擧たるや誠に同胞の滿足を極むる所にして獄吏諸君に於ては愈々勉勵勤仕して止む可きを信するなり抑々監獄官吏の職たるや鎭制豫防矯正を以て目的とするものにして無形なる心術上の事業家たり乃ち社會改良とも云ふへき一手段たるも

寄書　看守者の養成は治獄上の一大要件なり　（四四）

のなれは行政上尤も必要なるは論を待たさるなり此の如く重要難事に與る人物にして若し因襲職を輕んし專門監獄學科の研究に薄く且つ進取改良を望まさるに於ては其波及する所の弊害如何そや實に當局者の熟慮せすんはあるへからさる所なり當局者諸君よ無形なる心術事業の方策は勿論其關する所の法學と實務との平行を得るにあらされは焉そ露國に設けられたる萬國監獄博覽會の如何を詳論し以て我國に益する所を觀察するを得んや然らは則ち獄事に從事する者は悉く相當の學力と實務の練習なかるへからさるなり蓋し書記以上の者のみを養成して獄事の改良を企るは恰も病者にして醫士の診斷を得藥用養生の方法を知るも相當の看護者之れ無きか如く遂に受診の効果を失ふに至るへし

他官練習の一例を回顧するに陸軍訓練として各鎮臺より上京人學せしめたる上下士より兵卒に至るまて最初の期は佛國教師ニスマン氏及クロス氏の教に就き各自擔ふ所の職務上に付研究し其効益實に尠少にあらさりしは余の已に實見する所なり近年又警察官の練習所設置せられ警部より巡査に至るまて訓練せられ爲めに社會公衆の利益を得警官の信を得るまと重きを加ふと云ふ自今獄吏の練習に於けるも下看守に至るまて悉く訓陶せられんまとを希望して止まさるなり蓋し今日に於て監獄の監獄たる眞面目を保持し勉めて均一の主義を取り人心改良の名譽官衙と爲し社會民衆の仰きて視監獄事業の貴重なるを知らしめんと欲せは看守者の練習に依らされは能はさるなり看守押丁諸君よ今日は實に默居傍視の時にあらすして眞に有爲の日なり今日の獄吏は昔日の牢番或は獄丁獄卒の如き人物にあらすして職務に耻ちさる所の獨立果斷の人物を要す我々今日は有爲奮起の時至れるなり看守者の練習は豈治獄上必要の一大要件にあらす哉

○移轉囚獄衣收受に對する質議

正員　溝口重亮　鹿兒嶋

囚徒移監の際着用する獄衣は之を到着獄へ納むへきや否の問題に就いて齋藤君は甲乙丙三論者を假設して之か排駁をなし地方監獄より假留監へ押送の時にても仮留監より集治監へ發遣の時にても又は集治監より地方監獄へ移監の際にても之を到着獄に納むへからすして發送獄へ返附すへきものなりと論結せられたり

余や淺學非才なりと雖も會員の籍に在るを得たれは苟も疑惑の存する所は不文を顧みす質明なる會員諸君に質す所あらんとす

徒刑流刑に處せられたる者は監獄則第一條に依りて地方監獄より假留監へ押送し其移監の際着用する獄衣は之を發送獄へ返附するの理あるを見す之を到着獄へ納めて至當の處置なりと信す然るに論者は該獄衣は素と發送獄の獄衣なれは之を返附すへき道理なり到着獄に於ても之を納むる道理あらすと又徒刑流刑の宣告を受けたる者は其裁判確定次第速に之を假留監に送附すへく送附前地方監獄に滯留する者は僅々數日間に過きさるへし僅々たる日數にして一日貳拾錢支辨の金額内にては獄衣を調製し得へからすと之を讀一讀するや文章流暢議論活潑余の啄を容るるを許さるか如しと雖も然れとも其論理に至りては余か想定せる處と全く反對にあり余は該獄衣は地方監獄の獄衣なるや將た國庫費の獄衣なるやを探究して遂に發送獄即ち地方獄の獄衣にあらすと論定するものなり請ふ其理由を陳せん

集治監に入るへき囚徒にして地方獄に在る者に國庫より檢束衣食一切の費用として一日二十錢支辨せらるゝは懲役終身の婦女の如き集治監に入るへき囚徒なるも該監に拘禁し能はさるを以て地方獄に拘禁するものと徒刑流刑の宣告を受けたるものは其裁判確定せされは假留監へ送附するを

寄書　看守者の養成は治獄上の一大要件なり　（四五）

得さるに依り確定まて拘禁する者との費用にして彼の在監中の衣費と稱するは獄衣の損料を指すものにて獄衣調製費にあらさるは勿論なれとも裁判確定後仮留監、移監の際に着用する所の獄衣は在監費一日金貳拾錢の外押送途中に着用する衣服費として國庫より支給するおとなれは該獄衣は地方獄の獄衣にあらして國庫費へ資却せし獄衣なりとす之を發送獄へ返付せんか發送獄は國庫へ資却せしものを收受するの道理なし之を國庫費の監獄則ち到着獄に納むるは豈正當ならすや是れより仮留監より集治監へ集治監より地方獄へ移監の際は如何と考ふるに余は前說を主張し發送獄へ返付すへきものにあらす到着獄へ納むへきものなりとなす集治監に於ては一領の獄衣を空に經濟上增加する感あり仮留監に於ては減するか如くなれとも押送費中の獄衣なれは發送獄に於て之を收受するの理なく又集治監拘禁の重罪囚にして特典減等にて地方獄へ移るときも亦到着獄へ納むるを至當とす盖し地方獄に拘禁すへきもの押送の費用は地方獄より弁給すへしと規定せふれたれは地方獄へ移監する際着用する獄衣は是亦押送費として地方獄費用を以て支弁するか故購資せしものと同一なれはなり

以上の理由に因り余は四人移監の際に着用する獄衣は之れを到着獄に納むへくして發送獄へ返附すへきものにあらすと信す然れとも是れ只た一己の私見なれは誤謬あるを免れさるへし會員諸君教示を賜はらは幸甚

○四人移監の際着用せしむる獄衣の處分

正員　後藤祐吉　宮城

徒刑流刑の宣告を受け地方監獄より仮留監へ仮留監より集治監へ及特典減等の恩命に依り集治監より地方監獄へ押送の者に着用せしむる獄衣は其所屬移轉費の支拂に立るを至極簡便（減等者の押送を受けたる地方監獄よりは集治監に向て獄衣の代金を償却せさるを得す然れとも此押送は稀有なるを以て彼是論する程の事となかるへし）とす本誌第貳拾參号に於て齋藤氏か之を發送獄へ返付すへきものなりと極論せられたるも其四人を移送するに當りてや歩行困難なりせは人力車に乘らしむる等隨分種々なる出費あり尚ほ又着服返付に運搬費を費すか如きは所謂盜人に追錢經濟上得策と云ふ可からす請ふ看よ齋藤氏十七年十月六日官報第三百八十三号に掲載ある德島縣の伺に對し内務省より指令せふれしものを

○アルコール精より生する種々の結果

正員　佐野尚

佛國監獄協會雜誌（千八百九十年二月分）を見るに千八百八十九年巴里萬國禁酒會に於て爲したる報告委員イベルネー氏（佛國監獄學者）の報告中アルコール精の爲め罪人及白痴者を增減したる比較表を見るにヒンランド國に於ては年を追ふて其數を減せり其の故は千八百八十七年に嚴重なる禁酒令を出し酒店の數を減じたるを以なりと今該國のアルコール消費高を人口に比例する時は左の如き結果を生す

自千八百六十九年	一人に付	三リットル九五（一リットルは約一と我五合に當る）
至千八百七十三年		
自千八百七十四年	仝	六リットル一〇
至千八百七十八年		
自千八百七十九年	仝	四リットル六三
至千八百八十三年		

自千八百八十四年　至千八百八十八年　〃　三リットル五三
自千八百八十八年　至千八百八十九年　〃　二リットル〇六

次にイベルネー氏はアルコール精消費高と共に酒店の年を追ひて增加したるベルヂック國の例を示せり該國の酒店は四十三人に對して一軒の比例なり而して其酒量消費高は左の如し

自千八百六十八年　至千八百七十二年　一人に付　七リットル〇九
自千八百七十三年　至千八百七十七年　〃　八リットル〇九
自千八百七十八年　至千八百八十二年　〃　九リットル〇二
自千八百八十三年　至千八百八十七年　〃　八リットル〇八

又佛國に於ては都ての飲料に關する法令の發布以來十二ケ年の間に酒店の數は百人に對して十五の比例を爲せり又巴里に於ては八十八人に對して一の比例たり而して千八百七十三年以來アルコール精の消費高は年を追ふて增加せり其表左の如し

自千八百七十三年　至千八百七十七年　一人に付　二リットル七二

自千八百七十八年　至千八百八十二年　〃　三リットル五三
自千八百八十三年　至千八百八十七年　〃　三リットル八三

此の會場に於てイベルチー氏に同意を表したるカンデルデエール氏はアルコール精の販賣者增加するに從て犯罪者自殺者及白痴者を多く生ずるおとを證明したり白耳義國の如きはアルコール精を多量に飲用するより百人に對して一人の罪人を出すに至れりと

通信

○橫濱獄事講習所に於て講師佐野尙氏の講述に係る露國監獄沿革大意

本年六月露國に於て開設せらるゝ萬國監獄會議に付き萬國監獄委員會の調査したる議題を講するに先ち先つ露國監獄の沿革大意を述ん諸君中或は露國監獄は野蠻なるものとの想像を懷かれんかなれとも決して左るものにあらす然れとも千七百年代に在ては酷烈なる刑罰を施し屢々囚人の身體を毀傷したり故に當時の人民は監獄を目して生地獄なりと思惟するに至りしか爾來年を經るに從て聰明の皇帝及び女皇の輩を逐ふて出て寬大の政治を施されしより監獄の改良を見るに至りたりき

第十八世紀の始めに在て露國一般に施行したる處の監獄管理法は野蠻なる有樣にして罪囚を罰するに死刑ヒンベリ追放刑と身體を毀傷する所の施體刑との三刑のみに止まり其外一も寬裕なる刑

罰を施用するあとなかりき只三刑の外に禁錮刑を施すあとありと雖も施体刑の附加刑として嚴格に之を施用したり又其禁錮刑は短期刑の罪囚に施すものにして一週間數度の施体刑を加へ殘酷なるものとす尙後エリサベース女皇露國を統一するときに當りて公報に於て告知して曰く當時監獄に在る囚徒は飢餓によりて生する處の病の爲めに其過半は死亡し又該病に難む所の者は三十分の一に比例するを得へしと以て當時監獄の不完全なるを知るに足る

第二世カテリーヌ女皇は當時施行する監獄の殘酷無悲なる有樣を見て此等の諸監獄を改良せんまとを計畫せられたり乃ち千七百六十七年に帝國新法律章案編纂委員なる者を命し女皇も亦た親ら勅令を發布して簡單に新法編纂の主意を說明せられたり故に當時の人民カテリヌ女皇を呼びて女皇は則ち露國のモンデスキウなりベッカリキなりと稱賛したりと云ふ女皇か發布せられたる勅令の主意を簡單に述ふれは從來施行したる身體を毀傷するか如き酷刑は悉く之を廢し露國新法律の主義は一に治懲の主義を以て編纂し毫も酷烈なる刑罰を施すへからすとの意に外ならさるなり之れか爲め爾來施す處の刑罰の目的は面目を一新し將來に社會を妨害するか如き囚徒を防制し一國人民を罪囚社會に誘引せんとするか如き惡徒を鎭制するの主意を以てしたり故に當時に在て施す處の刑罰は囚徒の犯罪に比較してあれを施すときは果して有益なる結果を生するを得るや將た之れかため囚徒の精神を改良するを得るやの点を計るを以て緊要とせり

實にカテリーヌ女皇の敎令は禁錮刑の主意を詳細に說明せり其意は即ち苟も社會を妨害したる罪囚は其罪科を贖なはんか爲め工業に就かしめ且つ其自由を剝奪し分房に留置するを以て緊要なりとせり

新法律編纂委員は千七百七十五年十一月七日を以て各州廳に新法律を公布したり

該新法律に基き地方監獄廳を設置し各州に鎭制監を構造する爲め公立慈惠院を設くへきあとを命したり

該鎭制監に入る所の者は有罪の少年と常時怠惰にして成業の目途なき者とにして州長の命を以て少年の父兄親戚若くは少年の雇主の証明したる書類を所持する者に限る此鎭制監中には千七百八十三年に至て施體刑を施すへき罪囚即ち二十「ルーブル」(金名)以上の金を竊取したる囚徒を苦役せしむるか爲め一の就業監を設置したりき

又從來は禁錮刑の期を豫め規定せすして禁錮するか故に殆んと無期禁錮に同きのみならす其在監中は工業より生する處の雇工錢を以て在監時の給養費を贖はしむるの有樣なりしかとも千七百八十七年に至て第二世カテリーヌ女皇自ら監獄則案を作り工業を以て贖罪せしむる事とせり而して露國は又た尙は各州に三箇の刑罪監を設置せり第一は即ち未決監にして第二は有期已決監第三は死刑宣告囚と無期刑囚を留置する監獄なりとす

第二の有期囚を留置するは之を二部に小別し一を禁錮部とし一を追放囚留置場とす此他シベリー地方或は砦獄に追放せし囚徒を留置する處の徒刑監を設置し而して分房には未決囚及徒刑囚を入れ追放囚は悉く合同房に入れ工業は重もに無期禁錮囚に課し他囚には之れを執らしむるあと至て寬大なりし

僧侶は常時諸監獄を巡視し敎誨諭導と囚徒を感化矯正するの義務を有せり

右に述へたるか如く第二世カテリーヌ女皇は善良なる監獄則を制草せられしと雖も當時此新法律を充分に實行するあとを得さりしのみならす殆んとあれを施行する能はさるの不幸を生したるは實に千古の遺憾なり

第二世カテリーヌ女帝の寶祚を承け皇位に登臨せらるゝや皇孫第一世アレキサンドル皇帝は千八百十九年に至て英國の慈善家ヴァテール、ベンニング氏の創設せる方法に基つき露國監獄保護會社を設立せられたり蓋し此會社の目的とするところは他なし囚徒を善途に誘導し勉めて身心の改良を圖るにあり社内の構成は男女の役員に依て組織し而して本社の議長は皇帝の擇擢する所なりと云へり

當時に在て一ヶ月間一回必ず集會する所の典獄監なるものは凡て社會に有益なる處の問題に付て反覆討議其勢力の歸をるところ遂に露國監獄廳を補助するに足るへきの監獄協會を設立そるに至れり是に於て該會の意見と政府補助金とに依て監獄管理法を改良し監獄一般の面目を一新し就中囚徒を善道に勸誘するか爲めに設けし所の階級と工業との組織を監査するに至れるを以て爾後政府は囚徒の補護に緊要なる金員を擧けて之を此の監獄協會に附與するに至りしと云ふ

第十七世紀の後半期以來はシベリーに囚徒を放逐するを以て施刑上の得策にして且つ慈善の目的に適ひ恩威幷に行はるゝものとし露國一般に該刑を施行したるか故に死刑と施體刑とは大に其適用を減したり

追放囚及ひ追放囚の親族は皆之をシベリーに追放し彼地に在て各生活の途に就かしめ政府は其給養には一切關係するところなかりしか漸く降てビュール、ル、グランの露國を統一するの時に在ては追放囚を以て礦山鑿堀の事業或は築砦港灣等の工事に吏役したり爾後當局者は頻に殖民を爲すの必要を感し其頃より又追放囚を以て道路修繕等此の使役に供したりと云ふ

右正員　野々山義成筆記

○看守精勤證書授與

北海道廳に於て看守精勤證書を受けられたる人々は左の如し

嶋蔭源吉氏、吉永謙之助氏、宮川晴吉氏、種子吉太郎氏、諸星利春氏、竝河健平氏、

右正員　高畑甚次郎報す

長崎縣に於て看守精勤証書を受けられたる人々は左の如し

勝屋敬太氏、乙丸千太郎氏、辻小十郎氏、弟子丸佐一氏、東垣俊氏、永瀬勝貞氏、佐藤浪蔭氏、白川忠氏、石川安郷氏、新藤充盛氏、宮川顯氏、井上七郎氏、赤羽源六氏、岩尾勉氏

右　長崎縣監獄課報す

鹿兒島縣に於て看守精勤證書を受けられたる人々は左の如し

上田義精氏、伊地知賢助氏、森田谷平氏、園田成吉氏、有馬晉介氏、家村兵吉氏、馬塲虎氏、窪田佐秀氏

右正員　古垣宗次郎報す

湯澤末吉氏は栃木縣に於て看守精勤證書を受けられたり

右　朽木縣宇都宮監獄報す

宮城縣に於て看守精勤證書を受けられたる人々は左の如し

佐藤貞氏、石田清作氏、千葉亥六氏、加藤久兵衛氏、加來三次氏、高橋源之助氏、菅野久太左工門氏、館内與兵衛氏、氏家孝太郎氏、成田左次郎氏、男澤儀平、氏高橋盛氏、富田昭卓氏、

○看守講習所卒業生

神奈川縣看守教習所に於て卒業試驗に及第し卒業証書を附與せられたる人々は左の如し

江澤才次郎氏、前田斐之助氏、川村千壽氏、中村元次郎氏、鈴木留吉氏、羽野鳩氏、横山紋作氏、宮重信男氏、西尾兼吉氏、小野坊太郎氏、

監獄官練習

監獄官練習所に關する事項にして世に公けにするもの有益無害ありと認むるものは其筋の許可を得て本欄に登載す

●監獄官練習所　第一回修業式に於ける所長の報告、内務大臣の告辭、御傭教師の演說は左の如し

（編者白）

監獄官練習所長の成績報告

維時明治二十三年五月三十一日監獄官練習所第一回召集員終業式執行に方り内務大臣閣下玆に臨場の榮を賜ふ洵に銘肝の至りに堪へす

本年一月二十二日内務省令を發し監獄官練習所創設の事を訓示せらる乃ち四月一日を以て開所し日子を閱するおと玆に六旬本日此好結果を得るに際會せり依て其成績の概畧を陳述し謹て大臣閣下に稟す

曾て本省より囑托ありし帝國法科大學教授法學博士穗積陳重氏か刑法理論講義は其數八回御傭監獄教師フォンゼーバッハ氏か獨乙監獄法講義及實務の訓練は共に三十七回又獄務質疑會を開きしこと二十五回なりとす五十七名の召集員は訓授の課程に據り孜々汲々終始一日の如く熱心勉勵せり其他警保局長時々來場獄務改良上必要なる講演を聽納せしも少なしとせす其益を得たるや誠に大なりと云ふへし

仰ぐ本日の結果たるや之を船行に喩ふれは今や獄務改良の彼岸に向ひ正に開帆發航の途に在り爾來其針路を過たすして着々進行し他日第二回授業生も亦汽力を壯にして銳進し全國の各監上下協力以て波濤を凌き以て長風に乘せば遂に埠頭に達すへきまと何の難きことか之あらん是れ小官が深く信して疑はさる所なり然りと雖も將來を推想せば召集諸員か其責任の重大なるや論を竢たす

曾て聞く百里行は九十里に半ばすと獄務改良上現時の境遇に於て適切なる諺と云ふへし召集諸員は教官の深切なる教授警保局長の懇篤なる訓示を腦裏に齎らし將に任に歸ふんとす嗚呼前路尙は渺測なり奚銳意勇勉勵つて其衝に當るは目下の急務なりと云はさるへからす

以上成績の要を摘み大臣閣下に稟し聊が所感を附演し併せて終業式の祝意を表すと云爾

明治廿三年五月三十一日　監獄官練習所長　東京集治監　石澤謹吾

○告辭

獄務の改良は目下の急務に屬す故に本所を創設し各員を召集して練習の端を開けり各員は多年の實驗あり今や諸般の講演を聽き更に新知識を蓄へて任に歸へらる其實際に顯はるゝ所の美蹟見はるへきものならん玆に一言を告くるおと爾り

明治二十三年五月三十一日　内務大臣伯爵西鄕從道

○召集員總代答辭

唯今内務大臣閣下より至懇の告諭を賜り一同銘肝の至に勝へす將來倍々微力を盡し誓て盛意に副はんおとを期す抑々今回練習所を設け遠く歐洲より聘せられたる教官と我國法學博士とを以て獄務の改良を圖ふるゝおと實に當代の美擧と謂ふへし小官等職を監獄に奉し今此明時に遭遇して感喜涯りなし小官等不肖と雖も嚴に高諭を服膺して敢て或は惑ふおとおふさるへし召集員五十七名に代り謹て奉答す

監獄官練習所召集員總代

明治二十三年五月三十一日　神奈川縣典獄小泉保直

○御傭教師フヨンゼーバツハ氏演說

終業式に際し一言を陳へて諸君の清聽を煩はす

諸君予は此學期間に於て自ら信して非常に勉めたりとなすにも拘はらす諸君に對し監獄管理法に關する全般の事項を講述し了るあと能はさりしは予の深く遺憾とする所なり然れとも此範圍の廣博なる學科に對し僅々二ケ月間を以て講了せんあとは恐らくは何人と雖も難する所なるへし尤も此學期間内に講述し能はさりしものは次期の諸君に講述すへきを以て諸君ば假令直接に聽講せられ能はさるも間接には之を研究せらるゝの便あるへく終に全体に渉りて首尾完結するを得るの機會あるあとなりと信す

縱令全般の事項に渉つて尽く講了するに至らさりしも既に此二ケ月間に於て回を逐ふて講述したるもの亦決して少なきにあらす思ふに諸君か採つて以て之を實際に行はんと欲せは倘ほ幾多の研究と時日を費やすに足るの資料あるへきなり

予は諸君に對し成るへく實際上の手續方法に據て講述せり而して此手續方法あるものは既に幾多の經驗と研究とを經て是認するに至りたるものなるか故に充分採つて以て摸範となすに足るへき價値あるものなり

予は此學期に於て諸君に對し傍ら軍紀的の演習をあせり演習の目的は諸君をして軍紀的正肅嚴格なる狀態を認識し且つ諸君自らも亦之に訓練し終に進んて其率ふる所の僚屬をして一に軍紀に則りたる我か普國に於けるか如き正肅嚴格なる紀律及び秩序に馴練養成そるに至らしめんと欲するにあり

予は今諸君に對して訣辭を述へ諸君か益々奮勵銳意して斯の事業の改良に從事せられ且つ予に對するに懇親の情意を永く保たれんあとを冀望するに當り併せて誠衷を以て諸君の健康を祈る斯の至難の事業諸君の健康なる精神と身体を俟つて能く其改良の目的を達すへきなり

本會記事

●定期總會

來る七月十二日（土曜日）午後正一時より

東京市芝區芝公園内紅葉館に於て定期總會を開ふく

一當日の議件左の如し

一規則の改正
一細則の改正
一事務の報道
一會計の報道
一撰擧
一雜件

右會員各位に廣告致し候事

明治廿三年六月廿日

大日本監獄協會

●有志懇親會

來る七月十二日（土曜日）午後正五時より
東京芝公園内紅葉館
に於て有志懇親會を相催ふし候間御同意の
諸君は遲くも七月九日までに御報知ありたし

一　會費一人に付き金壹圓五拾錢　當日御持參の事
一　會員は知友を誘引するを得へし但し會費は前金斷
一　衣服は羽織袴又は洋服

右會員各位に廣告致し候事

明治廿三年六月廿日　大日本監獄協會

●監獄官の任免異動

依願本官を免せらる
千葉縣看守副長　夏見又之進君
依願監獄醫長を免せらる
千葉監獄醫長　岡本錦吉郎君
依願監獄醫を免せらる
千葉監獄醫　山下寅吉君

千葉監獄醫長を命せらる
縣立千葉病院司療醫　森理記君
千葉監獄醫を命せらる
縣立千葉病院司療醫　齊藤米藏君
千葉監獄在勤を命せらる
千葉縣福岡監獄書記兼看守長　矢崎正雄君（正員）
千葉縣監獄在勤を命ずる
千葉縣千葉監獄書記兼看守長　大須賀光顯君
千葉縣監獄在勤を命ずる
千葉縣北條監獄看守副長兼書記　吉原盛之君正員
上級俸を給せらる（判任官三等）
長野縣副典獄　櫻井高尚君（正員）
上級俸を給せらる（判任官六等）
長野縣書記兼看守副長　井上信之助君（正員）
兼新潟縣書記に任ずる
新潟縣看守副長　朽堀繁次郎君（正員）
本官幷ニ兼官を免ずる
新潟縣書記兼看守長　濱島高庸君
長岡監獄在勤を命せらる
新潟縣看守副長兼書記　朽堀繁次郎君（正員）
相川監獄在勤を命ずる
新潟縣高田監獄看守副長兼書記　西村烈之進君（正員）
高田監獄在勤を命ずる
新潟縣相川監獄書記兼看守副長　河村鐐太郎君（正員）
高田監獄教誨師を命ずる
牧野沖君
依願職務を免せらる
新潟縣新潟監獄教誨師　根松全鏡君（正員）
依願職務を免せらる
新潟縣高田監獄教誨師　竹内原道君
秋田縣看守長兼書記に任ずる大曲監獄勤務
秋田縣警部　嶋本佐伯君
警視廳看守副長に任ずる
警視廳看守　山崎靜之助君
警視廳監獄市ヶ谷分署教誨師を命ずる
多田賢順君

秋田監獄誥を命せらる

秋田縣書記兼看守副長大曲監獄誥　兒玉親良君

秋田監獄敎誨師を命せらる

毛利實照君

依願免本官

長崎縣書記　鈴木誠三君

任長崎縣看守長敍判任官五等給下級俸

大坂府看守長　木藤良君

任北海道廳看守長兼書記敍判任官六等下級俸給與非職宮城集治監看守長

圀友誠一君

●東京感化院　は去る十一日宮內省より左の如く御沙汰相成たり感化事業の爲め誠に嘉すへき美事にあそ

東京感化院

其院設立以來克ク不良ノ小年ヲ感化候趣被　聞食思召ヲ以テ當二十三年ヨリ向五箇年間年金二百圓下賜候條將來愈々實蹟相顯候樣可致候事

●フヲンゼーバウハ氏　同氏ハ內務屬小河滋二郎君（正員）と共に靜岡愛知三重岐阜滋賀京都大坂奈良和歌山二府七縣の監獄巡回として去る十四日出發せられたり

●寄附金

金貳拾圓　德嶋縣德嶋監獄有志總代　議員千石學君

金參拾錢　宮城縣仙臺監獄　正員後藤祐吉君

金五拾錢　警視廳市ケ谷監獄　正員磯井彥次郎君

●萬國監獄委員會雜誌　同雜誌明治廿二年分同二十三年分合せて四冊を今回特別會員小野田元熙君より寄せられたり

大日本監獄協會細則

第一條　雜誌ハ無代價ニテ會員ニ頒ツモノトス

雜誌ニ揭載シタルモノハ總ヘテ報酬ヲ爲スヲ正則トス

第二條　總裁　一人

撰擧員中ヨリ推薦ス

會長　一人

名譽會員中ヨリ撰擧ス

副會長　一人

會員中ヨリ撰擧ス

庶務局長　一人

正員中ヨリ撰擧ス

調査局長　一人

正員中ヨリ撰擧ス

主幹　二人

正員中ヨリ撰擧ス

庶務委員　二人

調査委員　二人

兩局長共同ノ發議ニヨリ會長之ヲ囑托スルモノトス

議員

典獄及ヒ副典獄又ハ典獄代理

公撰議員　十人

在京正員中ヨリ撰擧ス

特別調査委員

兩局長共同ノ發議ニヨリ會長之ヲ囑托ス

第三條　總裁ハ本會ヲ提理スルモノトス

會長ハ會務ヲ總理スルモノトス

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス

庶務局長ハ左ノ事ヲ掌ル

一　會計ニ關スル事

二　庶務ニ關スル事

三　記錄ニ關スル事

調査局長ハ左ノ事ヲ掌ル

一　雜誌ノ編輯及ヒ印刷

二　海外通信

三　諸起案

四　調査書類ノ記錄

五　統計ニ關スル事

六　特別調査委員ニ關スル事

七　集會ニ關スル事

八　衞生ニ關スル事

庶務委員及ヒ調査委員

庶務又ハ調査ノ事務ヲ分掌スルモノトス

一人　庶務及ヒ會計主任

一人　記錄主任

一人　編輯主任

一人　海外通信主任

議員

會長ノ諮問ニ應スルモノトス

特別調査委員

會長ノ囑托ニ依リ一事件ヲ調査スルモノトス

第四條　庶務局長、調査局長、庶務委員及ヒ調査委員ニハ報酬ヲ附與スル事アルヘシ

第五條　入會ヲ申込マルル節ハ必ラス郵便切手貳錢ヲ封入スヘシ本會ヨリハ規則、細則非ニ入會申込証ヲ送付スルモノトス

第六條　會費ハ前納スルモノトス

但シ數月分一時ニ前納スルモ妨ケナシ

第七條　本會ニ送付スル爲替金ハ東京集治監官舍石澤謙吾氏宛ニテ東京千住南組千住郵便局ニ振リ込ムヘシ

明治廿一年六月廿四日改正